

令和6年10月より改正される健康保険法等 及び被扶養者の認定に関する取り扱いの一部見直しについて

この度標記の件に関しまして、令和6年10月1日から取り扱いが変更になる手続きがございますので下記のとおりお知らせいたします。

記

■短時間労働者に対する適用拡大の基準

(1週間の所定労働時間及び、1ヶ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の労働者)

	令和4年10月～（現行）		令和6年10月～（改正）
①事業所の規模要件	常時100人超（特定事業所） 又は*任意特定事業所	⇒	常時50人超（特定事業所） 又は*任意特定事業所
②労働時間要件	週20時間以上		週20時間以上
③賃金要件	月額8.8万円以上		月額8.8万円以上
④勤務期間要件	継続して2ヶ月を超えて使用 される見込み		継続して2ヶ月を超えて使用 される見込み
⑤適用除外要件	学生ではないこと		学生ではないこと

※任意特定事業所：特定事業所以外の適用事業所で、労使合意に基づき、短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象とする申出をした適用事業所

改正後の基準に該当する事業主様は、上記要件に該当される従業員の方々に周知のうえ、令和6年10月1日付で「被保険者資格取得届」の提出をお願いいたします。

また、現在、当組合の被扶養者となられている方で、パート等の勤務先において短時間労働者として健康保険の被保険者となられた場合は、被扶養者としての資格を失いますので、速やかに「被扶養者（異動）届」にて抹消の届出をお願いいたします。

■被保険者と別居の国内認定対象者にかかる仕送り確認の見直し

これまで仕送りの確認として、現金手渡しの場合や現金以外を給付している場合等は、「被保険者による申立て」により別居の被扶養者の認定事務を取り扱ってきましたが、厚生労働省からの指導により、令和6年10月1日受付分からは、被保険者からの送金事実と仕送り額については、次の①②のいずれかの添付書類のみで、別居の国内認定対象者の年間収入が、被保険者からの援助による収入額より少ないことが確認できた場合に認定可とする取り扱いに変更いたします。

- ① 仕送りが振込の場合は「振込の控え又は預金通帳の写し」：被保険者および認定対象者名が分かるもの
- ② 仕送りが送金の場合は「現金書留の控えの写し」：被保険者および認定対象者名が分かるもの

※いずれの場合も直近6ヶ月以上の実績があるものが必要となりますが、6ヶ月に一度など、まとめて振込または送金をされている場合は、①②に加えて「被保険者による申立て（経緯の説明および署名）」を添付していただくこととなります。

今後は、手渡しによる仕送りについては不認定となります。

よって、現在手渡しによる仕送りをされている別居の被扶養者がおられる被保険者の方には、被扶養者検認の際に添付書類として必要となりますので、上記①②の方法に変更していただきますよう周知のほどよろしくをお願いいたします。